**自立支援医療費（精神通院医療）償還払いのご案内**

====「大阪メンタルクリニック・梅田院」での自立支援医療費（精神通院医療）について===

**償還払いとは？**

　自立支援医療費（精神通院医療）支給認定を受け、受給者証の交付を受けるまでの期間に受診され（受給者証の有効期間に限る。）、大阪府が負担すべき自立支援医療費（精神通院医療）相当額をご負担いただいた場合に、還付請求に基づき、自立支援医療費（精神通院医療）相当額を支給するものです。

**償還払いの対象となる医療機関**

「大阪メンタルクリニック・梅田院」（所在地：大阪市北区梅田１丁目１２－１７）

　※上記クリニックは、令和７年1月13日より当面の間休診となっており、再開の目途が見込まれません。

**償還払いの対象とするもの**

　「大阪メンタルクリニック・梅田院」にて、受給資格が確認できないために、本来、自立支援医療費（精神通院医療）の助成が受けられた金額を自己負担した金額。（保険が適用された医療費）

　但し、認定結果が出ておらず、受給資格が確定していない方については、受給資格が確定してから償還払いにかかる審査を行います。

なお、受給者証の提示漏れや受給者の責めによる受給者証の期限切れなど、受給者の責めにより、自立支援医療費（精神通院医療）相当額をご負担いただいた場合は、償還払いの対象外となります。

**必要書類**

　・自立支援医療費（精神通院医療）償還払い申出書（様式１）

　・「大阪メンタルクリニック・梅田院」発行の受診日の記載、明細がある領収書（原本）

　・申出人（=請求者）の本人確認書類の写し

※償還対象診療月において、複数の指定医療機関を利用し自己負担上限額を超える場合や受給者と申出人が異なる場合は、追加で必要な書類が発生する場合がありますので、以下の【問い合わせ先】までお問合せください。

※申出が複数回になる場合、その都度必要書類をご提出いただきます。

※一回の申出につき、複数月分の領収書を提出いただくことが可能です。

※明細が記載されていない領収書は、ご利用いただくことができません。

※本人確認書類の写しは、顔写真が貼付されている公的機関より発行されているものであれば一点、（運転免許証・パスポート・障がい者手帳等、一部例外あり）、顔写真が貼付されていないものは、二点以上（健康保険証・住民票等）、必要です。

　　※必要書類は下記へご郵送ください。郵送料は申出人の負担となります。

【お問合せ先・郵送先】

　　　大阪府こころの健康総合センター 総務課 自立支援医療担当　06-6691-2811（代）

　　　〒558-0056　大阪市住吉区万代東３－１－４６

**裏面もご覧ください　→　→　→**

**支給までの流れ**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **①** | 申出  （様式１・領収書・本人確認書類等） | ・大阪府こころの健康総合センター総務課へ郵送してください。  ・申出に必要な書類は、表面をご覧ください。  **・申出書には日中連絡のつく電話番号を記入してください。** |
| **②** | 書類審査 | ・書類に不備がある場合、大阪府こころの健康総合センター総務課からご連絡させていただきます。 |
| **③** | 内容審査  支給金額計算 | ・領収書に記載の明細を元に審査を行い、支給金額を計算します。  ・疑義がある場合、詳細をお伺いさせていただきたい場合、大阪府こころの健康総合センター総務課からご連絡させていただきます。 |
| **④** | 審査計算結果の連絡  請求手続きのご案内、請求書用紙の送付 | ・大阪府こころの健康総合センター総務課から、③の審査、計算結果を通知させていただきますので内容をご確認ください。  ・請求に必要な用紙、お手続き方法のご案内を同封しております。 |
| **⑤** | 請求 | ・④の内容に問題が無ければ、「請求手続きのご案内」を参照いただき、請求に必要な書類をご用意のうえ、大阪府こころの健康総合センター総務課あて郵送してください。 |
| **⑥** | 書類審査 | ・ご提出いただいた書類に不備がある場合、疑義がある場合は、大阪府こころの健康総合センター総務課からご連絡させていただきます。 |
| **⑦** | お支払い | ・ご指定いただいた口座に、振込みさせていただきます。  ・振込後に、通知等はさせていただいておりませんので、予めご了承ください。 |